02　利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した卸売販売業許可申請等の流れを説明します。
- 本システムは、まず申請フォームに必要事項を入力していただきます（**仮申請**）。
- 仮申請後、申請先（薬務課・保健所）での申請内容の確認及び必要書類の受領後に、申請者宛てに支払い案内メールを送付します。
  ※　必要書類はシステムへの電子添付と併せて、申請先（薬務課・保健所）への原本提出（郵送）が必要です。
- 支払い案内メールに記載のURLから決済（クレジットカード・PayPay）していただき、申請完了となります（**本申請**）。
- 許可申請については、立入検査が必要となります。本申請完了後に申請先の担当者より、日程調整のご連絡をさせていただきます。
- 許可証の受け取り方法は、「郵送受取」または「薬務課・保健所受取」が選択可能です。
  ※　「郵送受取（郵送料負担）」は、郵送料（５３０円）を申請手数料と併せて納付していただきます。
  ※　「郵送受取（返送用封筒提出）」は申請時に返信用封筒（簡易書留、レターパック等）の提出が必要です。
  ※　「薬務課・保健所受取」は許可証発行後、受取窓口から電話連絡があります。

仮申請

1. 申請内容を入力
2. 確認画面で申請内容・必要書類（別途郵送）を確認
3. 申請内容を送信
4. 仮申請完了メールを受信・パスワード取得
5. 必要書類（原本）を申請先（薬務課・保健所）に郵送

県で審査

6. 申請内容及び添付書類の確認・審査
7. （必要があれば）修正依頼・申請者側で修正
8. （修正内容を確認）
9. 支払い案内メールを送信

※手数料なしの申請は、手続き完了メールが届きます。（以下支払い手続きは不要）

本申請（支払い）

10. 支払い案内メールの受信
11. メール内URLよりパスワードを入力し決済画面へ
12. 申請内容・支払金額を確認し、支払方法を選択・入力
13. 決済情報確認画面で内容を確認し、送信
14. 決済完了
15. 支払い完了メール受信

（許可申請の場合）立入検査日調整・立入検査

郵送受取の場合
- 許可証を申請者あてに郵送

※郵送受取では、電子決済で郵送料をお支払いいただく方法と、郵送で返信用封筒を提出していただく方法が選択できます。

薬務課・保健所受取の場合
- 受取窓口から電話連絡
- 受取窓口で受け取り